

○東京農工大学大学院連合農学研究科教員資格再審査規程

(平成 19 年 4 月 1 日 19 連規程第 2 号)

改正 平成 23 年 5 月 1 日 平成 27 年 4 月 1 日連規程第 4 号

平成 27 年 7 月 31 日連規程第 8 号

平成 29 年 4 月 1 日連規程第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、連合農学研究科教員資格取得後も再審査を義務づけることにより、研究科における教員の教育研究水準の維持・向上を図るものであり、本規程はこれを円滑に実施するため、主指導教員資格者及び指導教員資格者の教員資格再審査に関する必要な事項を定めるものとする。

(資格の再審査)

第 2 条 再審査は、原則として 6 年ごとに行うものとする。

2 資格の判定に当たっては、東京農工大学大学院連合農学研究科教員資格審査規程第 3 条に準じ、実施するものとする。

第 3 条 連合農学研究科長は、前条に規定する審査を行うため、連合農学研究科代議委員会の下に連合農学研究科教員資格再審査委員会(以下「資格再審査委員会」という。)を置く。

(資格再審査委員会の組織及び運営)

第 4 条 資格再審査委員会は、連合農学研究科代議委員会委員をもって組織する。

2 連合農学研究科長が必要と認めるときは、主指導教員資格者を委員に加えることができる。

第 5 条 資格再審査委員会に委員長を置き、連合農学研究科科長をもって充てる。

2 委員長は、資格再審査委員会を招集し、その議長となる。

第 6 条 資格再審査委員会は、委員の 3 分の 2 以上の出席がなければ会議を開くことができない。

(資格再審査委員会の任務)

第 7 条 資格再審査委員会は、有資格教員から提出された次の各号に掲げる資料に基づき、再審査を行う。

(1) 教員調書(再審査用)(別紙様式第 1 号)

(2) 論文別刷

2 前項各号に規定する資料に基づき再審査を行い、資格判定は、出席者の 5 分の 3 以上をもって決する。

3 委員長は、別紙様式第 2 号により資格再審査結果報告書を作成するものとする。

(結果の通知及び異議申立て)

第 8 条 連合農学研究科長は、前条の資格再審査の結果を文書で当該再審査対象となった研究科教員(以下「当該教員」という。)及び当該教員が所属する構成大学の農学研究科長又は農学府長に通知するものとする。

- 2 当該教員は前項の結果について、所定の手続きを経て、連合農学研究科長に異議申し立てを行うことができる。
- 3 連合農学研究科長は、当該教員から前項による異議申し立てが行われた場合は、資格再審査委員会を招集して審議し、及び必要と認める場合は再度第7条の判定の手続きを経て、その結果を第1項の規定に準じて通知を行うものとする。

(資格再審査結果の決定)

第9条 教授会は、資格再審査委員会の判定結果の可否を決する。

- 2 連合農学研究科長は、前項の結果を教員評価機構長に報告する。
- 3 学長は、教員評価機構の議を経て、資格再審査結果を決定する。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、連合農学研究科教員の資格再審査に関し必要な事項は、連合農学研究科長が定める。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成23年5月1日)

この規定は、平成23年5月1日から施行する。

附 則(平成27年4月1日連規程第4号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成27年7月31日連規程第8号)

この規程は、平成27年7月31日から施行し、平成27年7月1日から施行する。

附 則(平成29年4月1日連規程第2号)

この規程は、平成29年4月1日から施行し、平成29年4月1日以降の東京農工大学大学院連合農学研究科教員資格再審査から適用する。

別紙様式第1号

教員調書(再審査用)

別紙様式第2号

資格再審査結果報告書

東京農工大学大学院連合農学研究科教員調書（再審査用）

所属大学・ 部局		職 名		氏 名	
所属専攻・ 大講座		資 格			

所定期間 （所定の6年間）
年 月 日～ 年 月 日

活 動 状 況	A 所定の期間の研究業績
	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> 論 文 編 </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> 著 書 編 </div> <p style="text-align: center;">人文社会科学系教員資格審査の適用 <input type="checkbox"/> （ある場合は<input checked="" type="checkbox"/>)</p>
	B 所定の期間に指導した学生数
	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> 主指導教員として指導した学生数 名 (名) </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> 第一副指導教員として指導した学生数 名 (名) </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> 第二副指導教員として指導した学生数 名 (名) </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> 主指導教員として修了した学生数 名 (名) </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> 第一副指導教員として修了した学生数 名 (名) </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> 第二副指導教員として修了した学生数 名 (名) </div> <p>※ () 内は、外国人留学生数</p>
	※ C は、上記 A の条件を満たさない場合に記載 C 所定の期間の所属大学の大学，大学院及び連合農学研究科で担当した各種委員等の名称とそれらの任期

研究業績リスト

1. 論文

2. 著書

